

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準
日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

令和7年七月二十日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和7年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

選挙時登録の基準日

令和7年七月二日（年齢については、令和7年七月二十日）